

業務の適正を確保するための体制

当社は、関係法令に従い、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を2015年5月11日開催の取締役会において一部改正し、決議しております。さらに子会社も含めたグループ全体に関する体制の充実化等を内容とした一部改正を2017年3月13日開催の取締役会にて決議しており、当事業年度末現時点における取締役会決議の内容は、以下のとおりであります。

【取締役会の決議の概要】

(1) コンプライアンス管理体制

- ①当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、行動する指針として定めた「U. S. M. H行動規範」を、全対象者に周知徹底します。
- ②人事総務部は、弁護士、公認会計士等の外部の専門家と連携を図り、法令等への対応及び周知徹底の為の教育、リスク管理体制の基盤の整備などを当社及び子会社に対し実施します。
- ③内部統制室は、当社の監査役及び会計監査人と連携・協力の上、独立及び客観的立場から当社及び子会社全体の監査を実施し、内部監査・内部統制の状況について、定期的に「経営会議」に報告します。
- ④当社及び子会社において不正行為等があった場合に、役職員や取引先等が直接情報提供を行う手段として「内部通報窓口」を当社及び子会社に設置し、当社及び子会社の役職員に周知します。通報内容は法令・社内規程に従い秘密として保持し、通報者に対する不利益な取扱いはいりません。また、通報内容の概要、通報件数等を、「経営会議」に報告します。
- ⑤市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、毅然とした態度を貫くことを、「U. S. M. H行動規範」に定めて、一切の関係を遮断します。

(2) 情報保存体制

- ①取締役会、経営会議その他重要な会議の意思決定に係わる情報の保存及び管理は、文書管理規程の定めるところに従い、保存・管理し、必要な関係者が閲覧できる体制を整備します。
- ②会社法・金融商品取引法等の法令によって機密事項として管理すべき経営情報、及び顧客・株主等の個人情報について、保護・管理体制及び方法等につき、「内部者取引管理規程」「個人情報保護に関する規程」等の規程類を整備し、安全管理を図ります。

(3) リスク管理体制

- ①当社及び子会社のリスク管理に関する基本的な事項を「リスク管理規程」に定め、その徹底を図ります。
- ②当社は、大規模災害（首都直下型地震）を想定した「事業継続計画（BCP）」を策定しています。計画の実効性を高めるための訓練を定期的実施してまいります。
- ③財務報告に係わる内部統制構築（「J-SOX法」への対応）に関し子会社を含め取り組みます。

(4) 効率的職務執行体制

- ①当社及び子会社は、職務執行上の責任を明確にするため、取締役の任期を1年と定めております。
- ②当社及び子会社の経営に係る重要事項は、職務の有効性と効率性の観点から、経営会議の審議を経て、当社の取締役会において決定します。
- ③取締役会等での決定に基づく職務執行については、「職務権限」「業務分掌」等に基づき権限が委譲され、効率的かつ適正に職務執行が行われる体制の維持・向上を図ります。
- ④組織のスリム化、簡素化、ITの適切な活用を通じて業務の効率化を推進します。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社の関係会社を適切に管理することにより、関係会社への指導と支援を円滑に遂行し、当社グループの安定成長、経営の効率化及び内部統制に資することを目的に「関係会社管理規程」を定めています。
- ②当社は関係会社管理規程において、子会社に対し、営業成績、財務状況その他一定の経営上の重要事項について定期的に当社に報告することを義務付けています。

- ③子会社の独自性を尊重しつつ、定期的に経営状況の報告を受け、経営方針・会社間の緊密な連携等に関する協議を実施します。
- ④子会社と緊密な連携を確保し、経営ノウハウや情報その他の資源の有効活用を促進して、業務遂行の効率化を図ります。
- ⑤内部統制室は、子会社の内部統制システムの整備状況の監査に協力し、モニタリングや必要に応じて子会社の監査を実施し、内部管理体制、内部監査体制の適切性や有効性を検証します。

(6) 監査役を補助する使用人の体制

- ①取締役は、監査役の求めにより、監査役の職務を補助する専任の使用人として適切な人材の配置を行います。
- ②内部統制室の使用人に対して、監査役がその職務を補助することを求めた場合、取締役は、当該使用人に対して、これを命じるものとします。
- ③監査役の職務を補助することを命じられた使用人は、監査役の指示に従い、監査役の監査に必要な調査をする権限を有します。

(7) 前項の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保

- ①監査役を補助する使用人については、その適切な業務を遂行する為、人事考課、人事異動に関して、事前に監査役会の意見を尊重して、同意を得るものとします。
- ②監査役を補助する使用人は、監査役の指揮命令に従うものとし、当社はその旨を取締役及び使用人に周知徹底します。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告する体制

- ①当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について、監査役に報告するものとします。
- ②当社の取締役及び使用人並びに関係会社の取締役、監査役及び使用人（以下「当社グループ役職員」といいます）は、業績見込みに影響を与えるような損失やコンプライアンス違反の発生のおそれがあると認識した場合には、直ちに監査役に報告します。
- ③当社グループ役職員は、監査役から業務執行に関する報告を求められた場合には、誠実かつ速やかに当該事項について報告します。

(9) 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底します。

(10) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要なものと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとします。

(11) その他監査役職務の執行が実効的に行われる体制

- ①代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図る為、適宜会合をもち、意見交換をします。
- ②取締役は、監査役職務の遂行のため、監査役と社外取締役、監査役と子会社等の取締役等との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるよう協力します。
- ③取締役は、重要な業務執行に係わる会議体への監査役の出席を求め、監査が実効的に行われるようにします。
- ④内部統制室は、常勤監査役に当社及び子会社の内部監査の実施状況について、適時報告を行うとともに、意見・情報交換を行う等の連携体制を構築し、監査の実効性確保を図ります。

業務の適正を確保するための体制の運用状況（2020年2月29日現在）

当事業年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス体制

- ①多様なライフスタイルに最適な商品やサービスを提供し、お客さまの豊かで健康的な食生活の実現に貢献するため、当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、行動する指針として定めた「U. S. M. H行動規範」を全対象者に周知徹底を図るとともに、コンプライアンス意識の向上や基本理念の共有を目的に各種研修を通じて責任者への教育を継続して実施しております。また、経営管理部は、当事業年度も公認会計士等外部の専門家と連携を図り、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を鑑み、法令等への対応及び周知徹底の為の教育を子会社の管理職に対して実施しております。
- ②内部統制室は、当社の監査役及び会計監査人と連携・協力の上、独立及び客観的立場から当社及び子会社全体の監査を実施し、内部監査・内部統制の状況について、定期的に「経営会議」に報告しております。
- ③当社及び子会社において不正行為等があった場合に、役職員や取引先等が直接情報提供を行う手段として「内部通報窓口」を当社及び子会社に設置し、当社及び子会社の役職員に周知し、通報内容の概要、通報件数等は「経営会議」に報告しております。
- ④市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、毅然とした態度を貫くことを、「U. S. M. H行動規範」に基づき、一切の関係を遮断する努力をしております。
- ⑤パワーハラスメント対策が法制化（労働施策総合推進法の改正）され、パワーハラスメントの防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務とされることに伴い、人事総務部が主管となり、ハラスメント防止のための教育や規則規程の見直しの検討等を実施しております。

(2) 情報保存体制

- ①情報セキュリティ対策として、個人情報を含めた会社の機密情報の漏えい防止を目的とした規程を整備し、文書やデータの管理・廃棄方法のさらなる厳格化を図り、情報管理及び機密情報漏えいの防止に努めております。
- ②当事業年度につきましては、個人ごとの教育と機密保持誓約書の内容を確認後、提出を求め情報セキュリティの強化を推進しております。

(3) リスク管理体制

- ①当社及び子会社のリスク管理に関する基本的な事項を「リスク管理規程」に定めて、周知徹底を図っております。これらを支える仕組みとして人事総務部は、経営会議及び取締役会にて子会社の重要なリスクを毎月まとめ定期的に報告し、迅速な対応が判断できる体制を構築し、運用を図っております。当社及び子会社のリスク管理に関する基本的な事項を「リスク管理規程」に定めて、周知徹底を図っております。これらを支える仕組みとして人事総務部は、経営会議及び取締役会にて子会社の重要なリスクを毎月まとめ定期的に報告し、迅速な対応が判断できる体制を構築し、運用を図っております。
また、当事業年度より、当社においてリスク管理委員会を開催し、経営者の視点から翌年度の事業運営に影響を及ぼす重要なリスクを洗い出し、リスクの重要性と対応策についてまとめ、経営会議や取締役会へ報告する体制を整えて運用しております。
また、2020年1月中旬以降、中国湖北省武漢市で肺炎症状の患者から「新型コロナウイルス」が検出され、同市を含めて中国国内で感染拡大がマスコミにて連日の報道がなされました。中国以外でも韓国、タイ、アメリカ、日本でも感染者の確認がされたことから今後、急激な感染者の増加が危惧され始めました。日本ではこの時点での緊急的な対応は必要ありませんでしたが、嚴重警戒が必要と認識し、風邪やインフルエンザへの対策と同様に咳エチケットや手洗い等、通常の感染対策を行うことの重要性を共有し、当社グループ全従業員へ通達しております。さらに最新の情報を確認の上、必要に応じて新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応に係る情報について当社グループ全従業員等に周知するとともに、お客様への安全対策確保に細心の注意を払って対応いたしました。

- ②当社は、大規模災害（首都直下型地震）を想定した「事業継続計画（BCP）」を策定しており、計画の実効性を高めるための訓練を定期的実施しております。
- ③当社は、財務報告に係る「内部統制評価計画書」を作成し、その中には子会社の内部統制についても記載されており、内部統制室は定期的に内部統制の状況について経営会議に報告しております。

(4) 監査体制

- ①代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図る為、適宜会合をもち、意見交換をしており、取締役は、監査役職務の遂行のため、監査役と社外取締役、監査役と子会社等の取締役等との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるように協力しております。
- ②取締役は、重要な業務執行に係わる会議体への監査役の出席を求め、監査の実効性を確保しております。
- ③内部統制室は、常勤監査役に当社及び子会社の内部監査の実施状況について、適時報告を行うとともに、意見・情報交換を行う等の連携体制を構築し、監査の実効性を確保しております。当事業年度におきましても、子会社の内部統制評価を実施し、信頼性の強化に努めております。

(5) 子会社管理体制

- ①当社の代表取締役社長は、子会社2社（株式会社カスミ、マックスバリュ関東株式会社）の取締役を兼務しており、定期的に2社の取締役会に出席しております。また、当社の代表取締役副社長1名は、マックスバリュ関東株式会社の代表取締役社長に就任しており、また、株式会社マルエツの取締役も兼務しております。なお、当社の代表取締役副社長1名は、株式会社マルエツの代表取締役社長を兼務し、当社の取締役1名は、株式会社カスミの代表取締役社長を兼務しており、それぞれが定期的に子会社の取締役会を招集し、開催しております。
- ②当事業年度におきましては、グループ全体の子会社の取締役及び執行役員を対象に、コンプライアンス教育と法令の遵守状況、リスク管理体制、及び内部通報等、内部統制システムの監督・機能をより強化する研修会を実施しております。

(6) 取締役の職務執行体制

- ①当社の経営理念に基づき、当社グループ全体のさらなる発展に貢献できる人物であること。加えて、管掌部門の抱える課題を的確に把握し他の役職員と協力して問題を解決できる能力があること及び、法令並びに企業倫理の遵守に関する見識を有することを方針とし、2016年5月開催の第1回定時株主総会以降、独立社外取締役を1名増員しております。
- ②当事業年度におきましては、取締役会を12回開催しております。取締役会は、取締役の職務執行の法令及び定款適合性を確保し審議の充実に努めております。また、取締役は第三者機関による取締役会の実効性評価のためのアンケート調査に参加し、その内容を取締役会として共有し、抽出された課題から行動計画を策定し、実効性を高めております。

(7) 監査役への連絡体制

- ①自らの信念に従って独立した客観的立場で適切に判断を行う独立社外監査役1名を2016年5月開催の第1回定時株主総会以降増員し、監査役会の独立性の強化と機能の充実に努めております。
- ②当事業年度におきましては、社外取締役との情報交換を行うとともに、子会社の監査役及び内部監査部門との連携を図るため「グループ監査役連絡協議会」を開催し、実効性の高い監査に努めております。
- ③当事業年度におきましては、第4回定時株主総会にて選任された新たな監査役を含む監査役5名（社外監査役3名）に対して、3本部長及び各部長より、年度方針に基づいた各部の業務執行の状況及び結果等を踏まえ、方針説明会を実施しております。なお、監査役5名（社外監査役3名）は、第三者機関を活用した取締役会の実効性評価のためのアンケート調査に参加し、抽出された課題も共有しております。

以上